

協議第 3 号

男鹿・湖東地区消防広域化協議会財務規程（案）について

男鹿・湖東地区消防広域化協議会規約第 20 条の規定に基づき、男鹿・湖東地区消防広域化協議会財務規程を別紙のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 1 日提出

男鹿・湖東地区消防広域化協議会
会 長 鈴 木 雄 大

男鹿・湖東地区消防広域化協議会 財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、男鹿・湖東地区消防広域化協議会規約（以下「規約」という。）第20条の規定に基づき、男鹿・湖東地区消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、規約第18条の規定に基づき男鹿市、潟上市、八郎潟町、井川町、大潟村（以下「関係市町村」という。）の負担金を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、予算を調製し、協議会の議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会にかかる既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算の議決を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の款及び項の区分）

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項を定めることができる。

（出納及び現金の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、事務所所在市の指定金融機関に、これを預け入れなければならない。

（予算の流用及び充用）

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

2 会長は、歳出予算の項間の流用をしたとき、又は予備費を充用したときは、次の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第7条 会長は、協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町村長に送付しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

別表第1（第4条関係）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費